力が権力を作るのか? -----ホッブズの獲得によるコモンウェルスにおける 契約と信頼-----

文学研究科哲学専攻博士後期課程修了 寅野 遼

はじめに

人間はなぜ人間に従うのか。トマス・ホッブズ(Thomas Hobbes, 1588–1679)が取り組んだのは、この素朴かつ根源的な問いに他ならない。彼は所与の社会秩序から出発するのではなく、社会を構成する諸個人の間にいかにして支配や権力が生じるのかを根本から問い直した。彼のそうした考察のうちで最もよく知られているのは、自然状態における平等な個人同士が契約を結ぶことで国家を設立する「設立によるコモンウェルスcommonwealth by institution」だ 1 。これによって、ホッブズは近代政治思想において重要な意義を持つ、契約論の先駆者として扱われてきた 2 。

ところが、この設立によるコモンウェルスをめぐっては、これまでに様々な問題が語られてきた。代表的なものとしては、契約の歴史的実在性の問題である。古くはヒュームが指摘したように、人々が国家を設立するために結んだ「原始契約」の明示的な記録を見つけることはできない³。むしろ、国家の権力の起源は明確な同意ではなく、特定の場所における君主と法律にしたがって生活しているというその事実から帰結する「黙約」であるという⁴。しかし、こうした歴史的事実との整合性以上に重要なのは、契約の合理性と信頼をめぐる問題だ。ホッブズが描き出す「万人の万人に対する闘争」としての自然状態において、人々は相互不信に陥っている。にもかかわらず、国家を設立する契約を結ぶためには、自己防衛の権利を含む自然権を自発的に譲渡しなければならない。相手に対する信頼が存在しない状態で、相手を信頼して契約を結ばなければならない点で、合理的な個人から出発したはずのホッブズの議論は、論理的な困難を抱えていることになる⁵。パーソンズによって「ホッブズ的秩序問題」と称されたこの問題は、今日でも重大な問題であり続けている⁴。だとすれば、設立によるコモンウェルスは、あくまでも国家の起源についての正当化を行うための虚構であり、しかも論理的には必ずしも成功していない虚構なのではないか。

こうした問題の解決に一つの可能性を開くのは、ホッブズ自身が述べる「獲得によるコモンウェルスcommonwealth by acquisition」をめぐる議論だっ。獲得によるコモンウェルスとは、契約ではなく暴力や血縁関係などの「強制力force」に基づく国家である。戦争による征服や、子孫を殖やすことが国家の起源であるという説明は、歴史的事実との整合性を考えやすい。また、暴力や血縁といった自然的な理由から強制力が生じているため、信頼に基づいた相互的な契約を結ぶ必要もない。そのため、この獲得によるコモンウェルスの議論を重視することで、設立によるコモンウェルスの抱える問題点は回避可能であるという指摘もある。それどころか、近年では設立によるコモンウェルスよりも獲得によるコモンウェルスの方がホッブズの議論においてより根本的であるとする見解も登場している。しかし、ホッブズにおける獲得によるコモンウェルスは、設立によるコモンウェルスにおいて生じる問題を回避したり、国家の起源をめぐる彼の探究におけるより根本的な理論となりうるものなのだろうか。

本稿は、ホッブズにおける契約の問題を考えるための予備作業として、獲得によるコモンウェルスにおける権力の成立過程に分析を加える。この作業において重要な意義を持つのは、『市民論』(De Cive, 1642)の第8章および第9章における奴隷と子供に対する支配の確立をめぐる議論だ。獲得によるコモンウェルスをめぐる議論は他の政治的著作にも見られるものの、この箇所では支配の確立がどのように生じるのかについてのより具体的な議論が展開されている。我々は第1節において、ホッブズが自然状態における人間とそれに対する支配の確立についてどのように考えていたのかを見る。続く第2節では、そうした支配のうち主人の奴隷に対する支配について分析を加える。第3節では親の子に対する支配について検討する。これらの作業を通じて、最終的には獲得によるコモンウェルスは、設立によるコモンウェルスが抱える問題を回避することはできないことを明らかにする。これと同時に、ホッブズにおける契約がある種の虚構であるにもかかわらず有している意義についても展望を示す。

第1節 キノコのような人間

ホッブズが自然状態における人間の悲惨さを語ったことはよく知られている。その描写は『リヴァイアサン』第13章において最も鮮明だ。国家や権力が一切存在しない自然状態において、人間たちは「万人の万人に対する闘争」に陥る。そこでは人間は自らの労働の成果を享受することもできなければ、学芸によって生活を改善することもなく、常に暴力による死の恐怖に脅かされている。だからこそ、自然状態における人間の生は、「孤独で、貧しく、野蛮で、不潔で、短い」とされる¹¹。しかし、彼がここで想定している自然状態における人間は、本当に「孤独」なのであろうか。その少し後の自然状態の実在について述べる箇所では、「アメリカのいたるところにいる未開人たち」は今日でもそうした野蛮な状態にあると述べられている¹²。ただしそうした未開人たちは、自然的な情欲にしたがって「小さな家族」

を形成し、そこにはある種の「統治government」が存在するという。ラテン語版『リヴァイアサン』におけるこの箇所の記述からはより明白なように、そうした小家族には「家父長的な法leges paternis」に対する服従が成立しているという¹³。もちろん、ここでホッブズが言及しているのは、大規模な統治機構を備えた国家ではなく、小規模な共同体としての家族に過ぎない。とはいえ、そこにも何らかの法や統治が存在しているとするならば、契約を結ぶ以外にも、何らかの仕方で人間同士の間に権力や支配が成立することを彼は認めていたのではないか。

そうした権力の具体的な生成過程を考察する上で重要なのは、『リヴァイアサン』の前に書かれた『市民論』第8章第1節おける記述だ。そこではまず、これまでの各章では契約に基づいて成立する「設立された国家civitas institutiva」について語ってきたと述べた上で、それとは異なる「自然的国家civitas naturalis」について述べると宣言される。その上で、彼は改めて自然状態から国家が設立される際にどのような仕方がありえるのかについて語る。

さて、まず知られなければならないのは、人間の人格に対して支配の権利を獲得する仕方 である。このような権利が獲得されたところには、いわば小さな主国が存する。というの も、王とは多数の人格への支配を持つものに他ならず、そこからして、「王国は大きな家 族、家族は小さな王国」だからである。我々は再び自然状態へと回帰して、人間があたか もたった今、不意に大地から(キノコのような仕方で)生じてきて、各人は他人に対する いかなる義務も負わずに成人したと考えてみよう。[このとき] 一方が他方の人格に対し て支配を持つことができる仕方は次の3つしかない。その第一の仕方とは、(平和と相互の 防衛を理由として)人々が自発的に、彼らの間での相互契約を結ぶことで、ある人間や、 人間たちの集合体の統轄と支配に自ら自身を委ねることである。だが、この仕方について は既に述べておいた。第二の仕方は、戦争で捕虜になるか敗北した者、もしくは、(死を 避けるための)[自らの] 力に疑念を抱く者が、勝利者や強者に「私はあなたに服従する」、 すなわち「私はあなたの命じることを何でも実行する」と約束した場合である。もちろん、 この契約において、敗者もしくは力が劣る者が受け取る利益は、人間の自然状態において は戦争によって奪われることもありえた生命という贈り物である。これに対して、「勝者 もしくは強者]が受け取る利益は奉仕と服従である。それ故、この約束の効力によって、 敗者は勝者に対して可能な限りの奉仕と絶対的服従を、それが神の法に矛盾しない限りで 義務づけられるのである。というのも、ある人の命令に服従するように命じられている人 は、命じられていることが何であるのかを知る前に、あらゆる命令に端的かつ無制限に義 務づけられるからである。さて、このような仕方で義務を負うもののことを「奴隷」、義 務を負わせるもののことを「主人」と呼ぶ。第三に、人格に対する権利は生殖によっても 獲得される。この獲得の仕方については次章において述べる。14

ホッブズがここで論じているのは、人間に対する支配の問題である。彼は自然状態において人間が「キノコのような仕方でfungorum more」生えてきたと想定した上で、そこからいかにして支配が生じるのかについて、3つの仕方を想定している。すなわち、自発的な契約、実力による保護と服従、生殖である。以下では、この箇所をより詳しく分析することで、彼が権力の生成過程をどのように考えていたのかに接近する。

まず注目しなければならないのは、ホッブズがここで様々な共同体における権力関係を 「支配Dominium」の問題として一元化していることである。彼にしたがえば、ある人が他 人の「人格persona」を支配した場合、そこには「小さな王国」が生じることになる。人間 の人間に対する支配が存在する点で、「王国regnum」と「家族familia」の間には質的な違い はない。ここには既にアリストテレス的な政治思想の伝統に対するホッブズの態度を読みと ることができるだろう15。というのも、国家と家族の同一視は、アリストテレスが『政治学』 第1巻で明確に否定したものに他ならないからだ¹⁶。アリストテレスにとって、家族は夫と妻、 父と子、主人と奴隷のような自然な支配関係を基礎にする国家の部分に過ぎず、国家におけ る支配とは区別されるべきものである。ホッブズはこうした見解を否定することで、国家の 部分としての家族をそれを構成する各々の人間にまで分割する。このとき、果たして人間の 人間に対する支配がどのように確立されるのかこそが彼の問題の核心である。ホッブズにと って、夫と妻、父と子、主人と奴隷の間に何らかの支配関係があるのだとすれば、それは生 来のものではなく、何らかの過程を経てはじめて成立するものなのである。だからこそ、彼 はこの『市民論』第8章第1節において、自然状態における人間の間にいかにして支配関係が 成立するのかについて、3つの仕方を挙げている。すなわち、人間同士の自発的な相互契約、 戦争の勝者と敗者の間に生じる主従関係、生殖によって生じる血縁関係である。ホッブズは 自然状態における人間に対する支配を考察するために、家族をはじめとする所与の共同体か らではなく、自然状態における個々の人間からはじめるのである。

そのため、ホッブズが想定する人間をさしあたり「個人individuum」と呼ぶことは可能である「。しかし、注意しなければならないのは、彼はそうした個人を物体の最小単位としての「原子atom」と考えたわけではない「8。先の引用で彼が用いているのは、人間は自然状態において「キノコfungi」のように生じてきたというメタファーだ。ここから直ちに読み取れるのは、人間は大地から突如として出現し、いかなる義務も負うことなく、成人として生じてきたということだ。もちろん、これ自体が既に個人主義的な含意を含んでいることは明白だ「9。ただし、このメタファーの含意はそれだけに留まるものではないだろう。キノコのように大地から突然生じたということには、唯物論的な含意がある²⁰。少なくともここで想定される人間は、神によって直接創造されたものではなく、あくまでも自然的に生じてきたものである²¹。さらに、キノコはしばしば単独ではなく集合的に生じる。これと同様に、人間は個体として生じると想定されるものの、同じく個体として生じてくる周囲の人間と全

く疎遠でいることは不可能である²²。というのも、各人が自らの生命を維持するための欲望を充足させようとすれば、同様の欲望を持つ他の人間と衝突する可能性があるからだ。ホッブズは自然状態における人間を、その能力においておよそ平等であり、人間は暴力や策略を駆使して他人から財を奪うことができると想定している²³。そのため、自然状態とは完全に孤立した個人が互いに不干渉なままに生きている状態ではなく、常に他人からの攻撃や収奪に対する恐怖に満ちた戦争状態に他ならないのである²⁴。こうして、ホッブズはキノコというメタファーを用いることで、自らの議論の前提となる自然状態における個人の性格を巧みに設定しているのである。

このように想定された人間の「人格persona」に対する支配が確立されることが、国家や家族の成立条件となる。ここで重要なのは、人間の身体や財産ではなく、人格の支配こそが国家の成立条件となっている点だ。もっとも、ホッブズ自身は人格を言葉や行為の帰属先として定義しつつも、「人格への支配」が何を意味するのかについては必ずしも明確に語っていない。しかし、ある人の人格に対する支配権を持つものは、被支配者が所有する一切のものについての権利を持っていると言われていることから、人格への支配権とはある人間に対するほとんど全面的な支配権であることは明らかだろう。また、彼がいたるところで強調するように、国家とは単なる人間の集団としての「群集multitudo」ではなく、人格的な統一がなければならない。そこからして、国家とはそこに属する人々の間に人格的な統一が存在している状態であり、その担い手としての王は、各々の国民の人格に対する支配権を有していると考えることができるだろう。

人間の人格に対する支配の確立こそが国家を成立させる条件であることを確認した上で、ホッブズはその手段を3つ挙げる。その第一に挙げられるのは、人々が相互に契約を結ぶことだ。この仕方においては、人々は自然状態における死の恐怖から逃れるために自発的に契約を結ぶことが必要になる。しかし、果たして自然状態においてこうした契約は可能なのであろうか。たとえ契約を結ぶ必要性を合理的に理解するとしても、充分に信頼が確立されていない状態で各人が自己防衛の権利を放棄し、さらには自らの人格に対する支配を受け容れることは果たして合理的であろうか。もちろん、彼は自然法に約束への遵守を含め、その重要性を強調している²⁸。しかし、今問題になっている契約は、自然法が自然状態では実効力を完全には持ち得ないことからその必要性が語られるため、それだけでは問題の根本的な解決にはならない²⁹。こうして、設立によるコモンウェルスは、本稿の冒頭で見たような契約における信頼をめぐるホッブズ的秩序問題を抱えていることになる。

第2節 主人と奴隷

前節で見た設立によるコモンウェルスの問題は、自然状態における自発的な相互契約において、相手に対する信頼の問題が生じることによって避けられないものとなる。言いかえれ

ば、この問題は互いが自由で平等だからこそ、互いを信頼できないという状況が出現してしまうことに他ならない。では、双方が平等ではなく、支配が成立するための何らかの強制力が生じている場合においてはどうだろうか。獲得によるコモンウェルス、もしくは自然的国家はこうした観点からの国家の成立を語る議論であるように思われる。これは主人と奴隷の関係と、生殖によって生じる血縁関係に分けられる。本節ではまず、前節で引いた『市民論』第8章第1節において「第二の仕方」として言及されていた前者について見ることにしよう。

『市民論』第8章第1節では、奴隷となりうるものとして、戦争によって捕虜になった者、戦争の敗者、自らの力に疑念を抱く者の3つが挙げられる。こうした人々が、勝者やより強い者に対して自らの生命を保護することと引き換えに、服従を約束した場合に両者の間には主従関係が成立することになる⁵⁰。まず明らかなのは、ホッブズが伝統的に認められてきた、生まれながらの奴隷や力が劣る者という考え方を退けているということだ³¹。もし人間同士の間に主人と奴隷のような服従関係が成立するとしたら、それは生まれによって定められるものではなく、あくまでも戦争の結果に基づくのである。とはいえ、戦争の結果として生じる奴隷はともかく、先に挙げられた第三の場合には、「力が劣る者virtus inferior」とも言われていることから、実質的には生来の奴隷を認めているのではないか。しかし、ホッブズはあくまでも「(死を避けるための) 力に疑念を抱く者 viribus diffidens (vt mortem declinet)」と述べており、事実として力が劣る人間を想定しているわけではない。既に見たように、自然状態における人間は基本的に平等であり、たとえ幾分か力の差があったとしても、計略を用いて強者を倒せないほどではない³²。このため、ここで問題となる力が劣る者も、原理的には強者に全く勝てないことが最初から決まっているわけではなく、自らの力を信じられないという主観的な判断から保護を求めているに過ぎない。

ホッブズによれば、このようにしてある人が別の人の保護を求めた場合、両者の間には契約関係が成立する。敗者や力が劣る者は勝者や強者から生命の保護を得る代償として、服従と奉仕の義務を負う。ただし、前節の最後で見た自発的な契約とは異なり、少なくとも戦争の結果として生じた主人と奴隷の関係には、暴力を背景とした恐怖による強制が働いているように思われる。これは対等な契約とは言いがたい。しかし、ホッブズにしたがえば、こうした恐怖に基づく契約は有効である。『市民論』第2章第16節では、追い剥ぎに命を取られそうになっている人が、自らの身の安全を確保するために後日金を払う契約を結ぶという例が述べられる³³。この契約は恐怖からなされたからという理由で無効になるわけではない。むしろ、前節で見たような、人々に国家と法を設立させるための自発的な契約も、自然状態における死への恐怖に由来するのだから、契約が恐怖によって無効になることはありえないという。そのため、自然状態における死への恐怖から合理的に導かれる自発的な契約であれ、戦争の勝者が敗者に突きつける服従か死かの選択肢であれ、どちらも契約であるという点で

は変わらない34。

しかし、もしも主人と奴隷の主従関係も契約であるとすれば、契約に際しての信頼をめぐ る問題がやはり生じてしまうのではないだろうか。というのもホッブズがここで述べている 奴隷とは、戦争などによって捕虜になった者全てではなく、あくまでも契約を結んだ者に限 られるからだ。彼によれば、「奴隷servus」の中にも、足枷をつけられ、投獄されている「囚 人奴隷ergastuli」と呼ばれるものもいる³⁵。こうした囚人奴隷は契約に基づいて主人に奉仕 するのではなく、あくまでも殴打を避けるために奉仕しているだけである。そのため、もし こうした囚人奴隷が隙を見て逃亡したり、主人を殺害したとしても、契約を結んだわけでは ない以上、自然法に反するものではないという³⁶。こうした囚人奴隷は、主人との戦争状態 が完全には終結していない状態にあると言えるだろう。だとすれば、先に述べたような主人 と奴隷の間の契約が正式に成立するためには、単に暴力によって相手を屈服させるだけでな く、相手に枷をつけたり牢獄に縛り付けなくても主人に対して反抗せずに服従するという信 頼がなければならないことになる。ホッブズ自身も述べるように、信頼がなければ奴隷が逃 亡したり主人に反抗したりするといった事態を避けることは難しいからである37。前節の『市 民論』第8章第1節後半部の引用からも明らかなように、主人と奴隷の関係を決定づけるもの は、奴隷から主人に対する服従の意を示す言葉を伴って約束する場合である。戦闘による勝 者や力の優劣といった事実が、奴隷の主人に対する義務を直接的に決定するとホッブズは述 べているわけではない。

では、主人はいかなる場合に囚人奴隷の枷を外し、奴隷としての服従契約を結べばいいのだろうか。これは前節で見た自然権の譲渡において発生する問題と基本的に変わらない。『市民論』の記述からは、奴隷との主従関係を成立させる契約において、枷や鎖を外すのが先か、契約が先かを厳密に読み取ることはできない。ただし、このいずれの場合においても問題の困難さは変わらない。枷を外すのが先である場合には、枷を外した囚人奴隷が攻撃をしてこないという信頼がなければならない。契約してから枷を外す場合には、既に契約を結んだ以上は契約違反が自然法によって禁じられはするものの、ここで想定されている一対一の契約においては、そうした自然法に実効力を与えるものはやはり存在しない。だとすれば、鎖を外した瞬間に奴隷が攻撃をしてくる可能性は排除できないし、それを止めるための実効力も存在しない。そのため、いずれの場合においても、契約に際して相手に対する信頼が先行しなければいけないという問題は解決されない。

戦争による征服や暴力によって相手に対する支配を確立してきたという議論は、一見すれば実際の歴史にも適合し、現実主義的な主張であるようにも思われる。しかし、ホッブズは 枷や鎖に繋がれた囚人奴隷と、身体的な拘束を受けていないにもかかわらず主人の命令に服従する奴隷を明確に区別している。これは彼が国家の成立条件を身体ではなく人格に対する 支配であるとしたことからの必然的な帰結に他ならない。暴力によって相手を屈服させるこ

とは、そうした支配の前提ではあるものの、それ自体が支配を確立するものではない。勝者や敗者が明らかになった場合においてもなお、双方の支配と服従の関係は契約によって決定されるのである。これを別の観点から見れば、支配する側は最終的には暴力以外の仕方で支配される側の服従を得なければならない。ここにおいては、主人の側が奴隷の鎖を外すための信頼と並んで、奴隷の側も抵抗するよりも主人に服従した方がよいという信頼がなければならない。このため、ホッブズは戦争の勝者は敗者に対する一切の権利を直ちに有するといった主張をしているわけではない。敗者が囚人奴隷となることは必然であったとしても、そこから枷や鎖を外された奴隷になるためには主人と奴隷の間で相互に信頼を前提として契約が結ばれなければならない。奴隷が契約を結ぶことには強制力があるようにも見えるが、形式上は自然状態における死の恐怖を避けるための契約と同様である。したがって、主人と奴隷の間の主従関係は、自発的な相互契約と根本的に異なるものではない。

第3節 家族における権力

『市民論』第8章第1節では、第三の仕方として「生殖generatio」が挙げられていた。これは前節で見た主人と奴隷の関係と合わせて、獲得によるコモンウェルスの議論を構成している。この場合の生殖とは、男女の間に子供が産まれることを指す。親が子供を保護し、子供が親の命令に従うという点では、家族もまたある種の権力関係である。だとすれば、子供が産まれることにより生じる親の子に対する支配は、権力の中でも最も自然的で呼びうるのではないか。既に第1節で見たように、アリストテレスにおいては夫が妻を、父が子を支配することを自然的なものと見なしていた。また、この後でも見るように、キリスト教的な伝統においても、聖書を典拠とした家父長制的な政治秩序が認められてきた3%。ところが、ホッブズはこうした家父長的な支配に対しても、明確な反発を示している。生殖による支配関係の確立が論じられる『市民論』第9章の議論を検討しよう。

生殖に基づく支配をめぐるホッブズの議論は、父親の子に対する支配の自明性を疑うことから始まっている。彼にしたがえば、従来の論者たちは父親は子供の出生に関わることで子供への支配者になると主張していた³⁹。だが、出生させただけで支配者になると考えることはできない。というのも、子供の出生にあたっては男女両方の協力が必要なのだから、もし出生が支配権をもたらすとすれば、父親と母親の両方が支配者となるはずだからである。ただし、支配権を分割して2人の人間に同時に従うことはできない以上、出生させたことをもって父親と母親に同時に子供に対する支配権が与えられるという議論は退けられる。これを踏まえた上で、ホッブズは自然状態において子供が産まれた場合、子供に対する権利はまず母親に属すると主張する。そこでの論拠は、自然状態においては勝者が敗者に対して権利を持つという前節でも見た議論であり、そこからして生まれた直後の子供は母親の権利の下にある⁴⁰。主人と奴隷の関係を母と子の関係に適用するのは、いささか極端な見解にも思われ

る。とはいえ、彼がここで述べているのは、自然状態においては、勝者が敗者を牢に繋ぐか、 自らに従属させるか、殺してしまうかを決定するのと同様に、母親は生まれた直後に子供を 育てるか捨てるかについて決定する一切の権利を持つということに他ならない。

もっとも、母親が子供に対して権利を持つという議論の力点は、出生ではなく養育にあることに注意しなければならない。というのも、既に父親の権利について述べたように、出生させたことは支配を約束するものではないからだ。また、今見たように、母親は子供を産んだ直後に、その子供を捨てることもできる。そのようにして捨てられた子供に対する母親の支配権は消え、代わりにその子供を保護し、養育する人が支配権を持つことになる。なぜなら、「母親は自らが(産むことによってでなく養育することによって)授けていた生命を、捨て児とすることによって除き去った」からである⁴¹。では、母親はどのような場合に、生まれた子供を養育するのであろうか。

それゆえ、もし実際に [母親が子供を] 養育するとしたら、それは(自然状態は戦争状態であるから)子供が大人になったとしても [母親に] 敵対しないという条件の下で、言い換えれば、彼女に服従するという条件の下で養育すると解される。というのも、我々は自然の必然性によって、我々自身にとって善いと思われる一切を欲するのだから、年を重ねることで力を得ると同時に、まさしく自らの敵となりうるような相手に生命を与えるものがいるなどということは理解できないからだ。ところで、誰にも従属せず、誰にも命令しない者とは、その人にとっての敵である。そのため、自然状態においては、子供を産んだ女性はみな、母親になると同時に女主人になる。42

母親は子供が大人になった際に敵対せず、服従するという「条件lex」が満たされたときにはじめて、子供を養育する。というのも、自然状態は戦争状態であるから、我が子といえども、成長したら敵になる可能性を排除できない。成長したら敵対する可能性がある相手を養育することは、自然の必然性に反するのだから、こうした条件は必要不可欠である。これは母親と子供の間で、何らかの合意が存在することを意味するのではないか。実際、『リヴァイアサン』第2部第20章では親の子供に対する権利は「生殖からではなく、[…] 明示された、もしくはその他の証拠によって宣告された子供との合意から引き出される」と明確に述べられている⁴³。さらに、英語版のこの箇所につけられた小見出しは「生殖によってではなく、契約によってNot by Generation, but by Contract」であり、この文脈における「合意」が契約を意味するものであることは明らかだ。だとすれば、ホッブズは子供の権利をまずは母親に属するとした上で、そうした権利が属する理由を生殖よりも養育に置き、さらには養育に際しての条件を踏まえた上で母親と子供の間で契約が結ばれていると考えていることになる。

しかし、こうした契約に基づく親子関係という議論は、それが自然状態における想定だと しても、やはり奇妙に思われる。当然、同時代人の中には、こうした議論に対する批判者も いた。サー・ロバート・フィルマーは、1652年に公刊された小冊子の中で、『市民論』や 『リヴァイアサン』の中で展開された一連の議論を厳しく批判している。フィルマーの主張 の中心は、人間が本来持っている自然権などというものは存在せず、人間のあらゆる権利は 神が創造した最初の人間であるアダムが神から受け取った権利に由来するというものだ☆。 これは彼自身の主著『パトリアーカ』などでも展開される家父長的な主張とも直結してい る⁶。こうしたフィルマーの批判の中で、本稿にとって重要な論点は次の2つである。第一 に、子供との契約の現実性についてだ。いかにして子供が思慮分別を備える年齢以前に明確 な同意やその他の論拠によって契約を結ぶのだろうか。むしろ、同意などなくても両親に義 務を負っていることは当然のことなのではないか。第二に、子供の権利は母親よりもむしろ 父親にあるという点だ。フィルマーによれば、「より高貴な存在で、生殖においてより根源 的な働きをする」ために、神は創造の際に男性の女性に対する支配権を与えた∜。そこから して、妻は夫の「所有物possession」であり、妻が産んだ子もまた夫の権利に属するという。 ホッブズはフィルマーからのこうした批判に対して直接的に応答したわけではない。とはい え、ここで批判されている論点を踏まえた上で、改めて彼の著作についての考察を進めるこ とはできる。

まずは比較的容易に回答できるフィルマーの第二の論点から検討してみよう。実のところ、 ホッブズは『市民論』第9章第3節において、「性の優越」を論拠として父親が子供に対する 支配権を持つと主張する人がいることを取り上げ、そうした主張を退けている。というのも、 男性が女性に対して戦争を経ることなく権利を有するほど、両性の力の不平等は存在しない からである。生まれながらの奴隷がいないのと同様に、生まれながらに男性に服従すること を義務づけられる女性もいないのである。自然状態における人間の平等は、性についても明 確に維持されている。また、こうしたことは慣習的にも認められると彼は主張する。第一に、 かつて存在したアマゾネスや現在も存在する女性が最高の命令権を持つ場所では、子供に関 する決定は夫ではなく彼女たち自身が行っている。第二に、自然状態において、生まれてき た子供の父親が誰なのかは、母親の申告によってしか明らかではない。仮に父親が子供に対 する権利を有するとしても、誰がその父親であるのかを決定するのは母親であるため、実質 的には母親が子供に関する権利を有していることになる。こうした議論を見る限り、フィル マーの批判には2つの点で見落としがある。第一に、ホッブズは男性の女性に対する支配権 を自明視していないにもかかわらず、フィルマーは男性の優位についての伝統的な言説を繰 り返しているに過ぎない。第二に、自然状態という前提を無視して、夫の妻に対する支配権 を議論に持ち込んでいる点だ。なるほど社会状態が成立し、そこでの法が夫婦や親子の関係 を取り決めているならば、夫が妻や子を支配することもありえる。しかし、ホッブズがここ

で考察しているのは自然状態において子供が生まれた場合であり、その場合には夫や妻といった婚姻関係もなく、したがって妻が夫の所有物であるといったこともない。ここからして、 性の優越を論拠としたフィルマーの主張は守旧的な立場であるだけでなく、ホッブズの議論 を必ずしも適切に受けとめていないことになる。

ところが、子供との契約をめぐるフィルマーの第一の論点に答えることは、必ずしも容易 ではない。親子の支配関係が契約に基づくとして、その契約はいかなる仕方で成立するので あろうか。この点についてまず理解しなければならないことは、ホッブズが獣との契約が不 可能であると明言していることだ4°。契約が成立するためには何らかの権利が移譲され、そ の権利を受容したことを表明する必要がある。言葉と知性を欠いた獣には、そうした権利の 移譲が不可能であるから、獣との契約はできない。契約に際して言葉が必要であることはそ れ自体として理解できるものであるし、ホッブズ自身も言葉の効用として強調していること でもある™。当然ながら、生まれたばかりの子供は言葉を話すことはできず、その点からす れば動物との違いはほとんどない。あるいは、生まれたばかりの子供にも何らかの知性が存 在し、明確な言葉でなくとも何らかの意志を表示できると考えることはできるかもしれない。 ホッブズは言葉以外にも「その他の論拠」によって同意を示すことを認めているからだ。と はいえ、「養育してもらうことの引き換えに、大人になっても親に敵対せず服従する」とい った極めて複雑な条件を理解した上で同意を示すとは考えられない。すると残された可能性 は、自然状態における母親と子の間に成立する契約とは、ある種の「黙約」であると考える ことだ4。すなわち、現に親子の間で保護と服従の関係が成立しているならば、両者の間に 合意があったと見なすということになる。これは今問題になっている困難を解消することに は繋がるものの、ホッブズにおける契約や合意をめぐる議論全体を大きく揺るがしてしまう だろう。というのも、もしこのような黙約が認められるとすれば、明確に否定されていたは ずの獣との契約も可能になってしまうからだ。それ以上に、言葉による意志表明を重視しな くてよいとすれば、伝統的に認められてきた夫の妻に対する支配などもある種の黙約として 正当化されうることになる。その意味では、黙約を認めることは、ホッブズが明確に否定し ていた生まれに基づく自然的支配の肯定にも繋がりかねないのである。

また、仮に親子の間に黙約が成立するとしても、それがある種の契約である以上、本稿がこれまでに検討してきた契約における信頼をめぐる問題を回避することはできない。というのも、ここまでの議論を踏まえるならば、母親や捨て子を拾った養育者は生まれてきたばかりの子供が将来的に自分の敵とならないことを信頼して契約しなければならないからである。既に触れたように、親子の契約関係は、前節で見た主人と奴隷の契約関係に比されている。ただし、その実現はより困難なものになると言わざるをえない。というのも、一定の判断力を備えた成人と想定される奴隷との契約と異なり、相手が子供である以上、十分な判断力や合理性を期待することはできないし、成長の過程であまりにも多くの変化がある。このため、

母親や養育者は極めて多くの不確定要素がある状態で子供を信頼し、契約に踏み切らなければならない。これは合理性という観点からすればおよそ考えにくいことだ。ホッブズは人間同士の支配関係として最も自然的と考えられる親子関係をも契約の枠組みで考えることによって、あらゆる契約の中でも最も困難な契約を作り出してしまったように思われる。

結論

本稿はホッブズの想定する自然状態において、人間がいかにして人間に従うのかを、『市民論』第8章第1節の記述を出発点として考察してきた。そこからまず明らかになるのは、これまで問題にされてきた設立によるコモンウェルスにおける契約の成立をめぐる問題は、獲得によるコモンウェルスをめぐる問題にも生じるということだ。戦争による征服や生殖によって生じた血縁は、双方の自発的な契約と異なり、明確な強制力が生じているように思われる。しかし、ホッブズはこちらの議論においても契約を介在させており、そこには設立によるコモンウェルスと同様の信頼をめぐる問題が生じることになる。実のところ、ホッブズが語る人間に対する支配を確立する3つの仕方は、それぞれが異なった場面や関係を想定しながらも、いずれも契約が必要となる点では同じである。したがって、獲得によるコモンウェルスは設立によるコモンウェルスから独立した議論であるとか、前者がホッブズにおいてより根源的であるといった見解は退けられなければならない。

もっとも、奴隷や親子の関係をめぐる彼の想定はやはり極端であり、我々の直感に適合するものではないかもしれない。しかし、こうした奇妙さは単にホッブズが誤りに陥っているからではなく、彼が何よりも伝統的な思想を刷新しようとしたがために生じたものであるだろう。ホッブズは自然状態における人間をキノコのように生じてきたと考えることで、平等な個人を権力についての考察の出発点とした。このため、生まれながらの奴隷や男性の女性に対する支配といった、伝統的な思想では自明とされてきた見解は退けられる。また、血縁もまた親子関係の必須の条件ではない。子供に対する権利は養育によって生じるのだから、全くの他人であっても、血縁上の親子と区別される必要は原理的にはない。こうした彼の主張はフィルマーのような見解が一般的だった17世紀において、極めて先進的なものとして評価しうるであろう®。あらゆる支配関係が契約に基づくというホッブズの想定は極端なものであり、それが既に見たような論理的な困難を招いているのかもしれない。だが、生まれながらに支配するものと支配されるものが決まっているという伝統的な思想は極端な想定ではないのだろうか。ホッブズは個人間の権力関係を絶対化するような基準は自然そのものの内にはないことを明らかにしている。もし、個人の間に何らかの不平等が存在するとしたら、それは人間が人工的に作りだしたものに他ならないのである。

もちろん、こうした点でホッブズの意義を認めたとしても、冒頭で見たホッブズ的秩序問題が退けられたわけではない。しかし、本稿の考察からはこの問題を考察するための新たな

途が見出されるだろう。というのも、設立によるコモンウェルスだけでなく、獲得によるコモンウェルスにも契約が介在していることは、自然状態における契約は自由意志による選択の枠組みにはないことを意味しているように思われるからだ。上述の問題は、自然状態における人間が契約を結ぶか否かについての選択の自由を前提にしなければ成立しない。ところが、子供や奴隷のように、実際には強制された契約であったとしても、やはり契約したと見なされる。そのため、ホッブズにおける契約にとって重要なのは人間が自由意志に基づいて選択するということではない。自然状態における人間たちの間に支配関係が生じる過程のいかなる部分が契約と呼びうるかである。この議論をより深めるためには、彼が自由と必然について論じた一連の著作とそれをめぐる論争を改めて振り返る必要があるだろう。

【文献表】

一次文献

*ホッブズの著作からの引用は、以下に定める略記号を用いる。特に注記がない場合、モールズワースによる英語版著作集(EW)もしくはラテン語版著作集(OL)の巻数とページ数を記す。それぞれの著作について、使用したテクストについては以下の通り。

DCi: 『市民論』 De Cive

引用に際してはローマ数字で章、算用数字で節、OL II「およびウォレンダー校定による ラテン語版(De Cive: The Latin Version, Clarendon Edition of the Philosophical Works of Thomas Hobbes, 1984 = HW)」のページ数を記す。邦訳として『市民論』本田裕志訳、 京都大学出版会、2008年を参照したが、引用に際しては新たに訳し直した。

DH: 『人間論』

De Homine

引用に際してはローマ数字で章、算用数字で節、およびOL IIのページ数を記す。邦訳として『人間論』本田裕志訳、京都大学出版会、2012年を参照したが、引用に際しては新たに訳し直した。

EL: 『法の原理』

The Elements of Law, Natural and Politic

引用に際してはローマ数字で章、算用数字で節、およびEW IVのページ数を記す。

LevE: 『リヴァイアサン』 英語版

Leviathan, or the Matter, Forme, and Power of a Commonwealth, Ecclesiasticall and Civil.

引用に際してはローマ数字で部、算用数字で章、およびEW IIIのページ数、およびノエル・マルコムによる校訂版「(*Thomas Hobbes: Leviathan*, Edited by Noel Malcolm, Oxford University Press, 2014)」のページ数を略記号NMの後に記す。本文の校訂自体は

マルコムにしたがっている。

LevL: 『リヴァイアサン』 ラテン語版

Leviathan, Sive de Materia, Forma, Et Potestate Civitatis Ecclesiasticæ Et Civilis. 引用に際してはローマ数字で部、算用数字で章、およびOL IIIのページ数、および前述のノエル・マルコムによる校訂版のページ数を略記号NMの後に記す。本文の校訂自体はマルコムにしたがっている。

二次文献

- Bloch, Olivier, (2013). "« Pas comme des champignons » : Marx, Molière et le renversement matérialiste", in *La Pensée*, N° 376.
- Filmer, Sir Robert, (1991). "Observations Concering the Originell of Government, upon Mr Hobs 'Leviathan', Mr Milton against Salmasius, H.Grotius 'De Jure Belli'", in *Patriarcha and Other Writings*, edited by Johann P. Sommerville, Cambridge University Press.
- Hampton, Jean, (1987). Hobbes and the Social Contract Tradition, Cambridge University Press.
- Hoekstra, Kinch, (2004). "The de facto Turn in Hobbes's Political Philosophy" in Sorell, Foisneau(ed.), *Leviathan after 350 Years*, Oxford University Press.
- King, Peter, (1998). "Thomas Hobbes's Children" in Tuner and Matthews(ed.), *The Philosopher's Child: Critical Perspectives in the Western Tradition*, University of Rochester Press, pp. 65–83.
- Laird, J. (1942). "Hobbes on Aristotle's "Politics" in Proceedings of the Aristotelian Society, New Series, Vol. 43, pp. 1–20.
- Lukes, Steaven, (1968). "Methodological Individualism Reconsidered" in The British Journal of Sociology, Vol. 19, No. 2, pp. 119–129.
- Sagar, Paul, (2014). "Of mushrooms and method; History and the family in Hobbes's science of politics" in *European Journal of Political Theory*, vol. 14(1), pp. 98-117.
- Warrender, Howard, (1957). The Political Philosophy of Hobbes, Oxford University Press.
- アリストテレス (2001)『政治学』牛田徳子訳、京都大学出版会。
- パーソンズ、タルコット (1976)『社会的行為の構造:第1分冊 総論』稲上毅・厚東洋輔訳、木 鐸社。
- ・ ヒューム (1952)『市民の国について(上)』、小松茂夫訳、岩波文庫。
- フーコー、ミシェル(2007)『社会は防衛しなければならない:コレージュ・ド・フランス講義 1975-76)』石田英敬・小野正嗣訳、筑摩書房。
- ペイトマン、キャロル (2000)「神は男性を助けるべき者を定めた」『思想』910号所収、85-108 頁。

- 飯坂良明・田中浩・藤原保信 (1977)『社会契約論:近代民主主義思想の源流』新評論。
- 稲岡大志 (2018)「ホッブズにおける信頼と『ホッブズ問題』」、小山虎編著『信頼を考える:リヴァイアサンから人工知能まで』勁草書房所収。
- 上野修 (2011)『デカルト、ホッブズ、スピノザ:哲学する十七世紀』講談社。
- 梅田百合香 (2005)『ホッブズ政治と宗教:『リヴァイアサン』再考』名古屋大学出版会。
- 萱野稔人 (2005)『国家とはなにか』以文社。
- 國分功一郎 (2015) 『近代政治哲学:自然・主権・行政』 筑摩書房
- 関谷昇 (2003) 『近代社会契約説の原理』東京大学出版会。
- 寅野遼 (2019)「トマス・ホッブズと充満の自然学」『東洋大学大学院紀要』第55号所収、19-38 頁。
- 中村敏子 (2017)『トマス・ホッブスの母権論:国家の権力 家庭の権力』法政大学出版局。
- 古田拓也 (2018)『ロバート・フィルマーの政治思想:ロックが否定した王権神授説』岩波書店。
- 藪本沙織 (2012)「ホッブズ道徳論における責務の問題」『倫理学研究』第42巻所収、77-87頁。

¹ 設立によるコモンウェルスは、『法の原理』第2部第1章、『市民論』第5章、『リヴァイアサン』第 2部第18章でそれぞれ扱われており、議論の基本的な構図には変化がない。

² ホッブズを契約論者と見なす解釈については、Hampton 1987; 関谷 2003などが代表的である。

³ ヒューム 1952, pp. 129, 133.

⁴ ibid. p. 140.

⁵ 信頼の問題とは幾分か異なるものの、義務が存在しないはずの自然状態からいかにして義務を確立するのかという問題は、20世紀中頃にウォレンダーが提起して以来、大きな論争になっている (Warrender 1957)。この論争について、まずは以下を見よ(梅田 2005, pp. 9-11, 藪本 2012)。

⁶ パーソンズ 1976, p. 148. この問題をめぐる近年の優れた整理として、稲岡 2018を見よ。ホッブズの議論の「破綻」については、上野がテクストに基づいた読解を行っている(上野 2011, pp. 22-30)。

⁷ 獲得によるコモンウェルスをめぐる議論は、『法の原理』第2部第3章から第4章、『リヴァイアサン』第2部第20章、そして本稿で扱う『市民論』第8章から第9章において論じられている。

⁸ LevE: II-20. EW III: 185. NM: 306.

⁹ 萱野はホッブズの設立によるコモンウェルスについての問題を指摘した上で、獲得によるコモンウェルスがそうした問題の解決策として機能することを示唆している(萱野 2005, pp. 106-113)。 國分もまた、獲得によるコモンウェルスを「契約論的発想の枠をはみ出す」議論として理解した上で、最終的に「ホッブズ国家論の核心はむしろ、〈獲得によるコモンウェルス〉にある」と評価する(國分 2015, pp. 54-57)

- ¹⁰ サガーも、ホッブズにおいては実のところ、あらゆる主権は獲得によるものであると主張する (Sagar 2014)
- ¹¹ LevE: I-13, EW III: 110, NM: 192. 後に出たラテン語版『リヴァイアサン』では「不潔でnasty」は削除されている。
- ¹² LevE: I-13, EW III: 114, NM: 194.
- ¹³ LevL: I-13. OL III: 101. NM: 195.
- ¹⁴ DCi: VIII-1. OL II: 349-350. HW: 160. 傍点原文イタリック。
- ¹⁵ ホッブズがアリストテレスの『政治学』をどのように読んだのかについては以下を見よ(Laird 1942)。
- ¹⁶「ところで、国家指導者、王、家政の長、奴隷の主人といったものは同じであると考える人びとがいるが、その説は間違っている。つまり彼らの考えによれば、それぞれが異なるのはたんに人の数の多寡によるのであって、種類によるのではないという。[…]大きな家と小さな国は少しも変わるところはないというわけである。[…]しかしこうしたことは真実とは言えない」アリストテレス 2001, pp. 4-5.
- ¹⁷ ただし、『市民論』本文において、ホッブズ自身は「個人individuum」という語を直接的には用いていない。1人の人間を指す場合には「1人のunus」や「単独のsinguli」といった語を用いる。
- ¹⁸ 関谷は、ホッブズが作用と反作用の力学に基づいて、個人を析出したと指摘する(関谷 2003, p. 89)。関谷にしたがえば、そうしたホッブズの人間観は、単に孤立した人間という意味での「原子主義atomism」にとどまるものではなく、自由で平等な主体としての個人の領域を確立するための「批判的原子論」としての側面を持つという。ただし、ホッブズ自身はいわゆる原子論に対しては懐疑的な見方をしており(寅野 2019)、個人を原子論的に解釈できるかのについては更なる議論が必要だろう。少なくとも、ホッブズの政治的著作の中で、「1人の人間」と「原子」とを直接的に結びつける記述を見つけ出すことはできない。
- 19 ルークスは「方法論的個人主義Methodological individualism」の祖としてのホッブズに言及する際、『市民論』のこの箇所を引いている(Lukes 1968, p. 119)。
- ²⁰ この点に関しては、マルクスとモリエールの言い回しから、唯物論者の常套句としての「キノコのように」という言葉を分析したブロックの論考を見よ(Bloch 2013)。
- ²¹ 『法の原理』における自然状態の想定の開始点は「この瞬間に男と女として創造されたばかりの人間」となっており、大きく印象が異なる(EL: II-3-2, EW IV: 149)。
- ²² ディ・ステファノは、自然状態における人間は「根源的に個体的だが、キノコと同様に決して孤独ではない」と指摘する(Di Stefano 1983, p. 638)。
- ²³ DCi: I-3, OL II: 162, HW: 93; LevE: I-13, EW III: 110, NM: 188.
- ²⁴ ホッブズのこうした自然状態および戦争状態の理解については、それらを「表象のゲーム」として理解するフーコーの考察も見よ(フーコー 2007, pp. 89-93)。

- ²⁵ ホッブズにおける人格の定義は『人間論』第15章第1節に見られる(DH: XV-1, OL II: 130)。
- ²⁶ DCi: VIII-5, OL II: 251, HW:161.
- ²⁷ DCi: VI-1. OL II: 216. HW: 136.
- ²⁸ DCi: III-2, OL II: 182, HW: 108.
- ²⁹ DCi: V-2, OL III: 210, HW: 131.
- ³⁰ 『法の原理』では、そうした約束が結ばれた場合には即座に「2人の人間からなるひとつの小さなコモンウェルス」が生じるという(EL: II-3-2, EW IV: 149)。
- 31 『市民論』第3章第13節では、主人と奴隷は自然本性によって区別されるというアリストテレスが 『政治学』第1巻において述べた見解が明確に否定され、人間は本性上平等と見なされると述べら れる(DCi: III-13, OL II: 189, HW: 113-114)。
- 32 DCi; I-3, OL II: 162, HW: 93.
- ³³ DCi: II-16. OL II: 176. HW: 104.
- 34 『リヴァイアサン』第20章にしたがえば、設立によるコモンウェルスと獲得によるコモンウェルスは、どちらも恐怖に基づくという点では変わらないが、その恐怖の対象が自然状態における相互の人間か服従する相手かという対象の点で違いがある(LevE: II-20, EW III: 185, NM: 306)。
- ³⁵ DCi: VIII-2, OL II: 250, HW: 160-161.
- ³⁶ DCi: VIII-4, OL II: 251, HW: 161.
- 37 「それゆえ、[奴隷の]生命を奪わずにおくことの恩恵は信頼fiduciaに結びついており、この信頼によって、主人は奴隷に身体的な自由を残しておくのである。そのため、もし義務と契約の枷が介在していなかったとしたら、奴隷は逃亡するだけでなく、自らの生命を保護してくれた主人の生命を奪うこともできたであろう」DCi: VIII-3, OL II: 250-251, HW: 161.
- 38 たとえば、聖書における次の一節はしばしば問題になる。「妻たちよ、主に従うように、自分の夫に従いなさい。キリストが教会の頭であり、自らその体の救い主であるように、夫は妻の頭だからです。教会がキリストに従うように、妻もすべてにおいて夫にしたがいなさい」(エフェソ信徒への手紙 5:22-24)
- ³⁹ DCi: IX-1, OL II: 255, HW: 164.
- ⁴⁰ DCi: IX-2. OL II: 255. HW: 164.
- ⁴¹ DCi: IX-4. OL II: 256, HW 165.
- ⁴² DCi: IX-3. OL II: 255-256. HW: 164-165.
- ⁴³ Lev: II-20, EW III: 186, NM: 308. ラテン語版でも「この父権的な権利は、子供を作ったがゆえではなく、子供との合意、もしくは他の何らかの証拠のゆえに存在するのである」(NM: 309)と、ほぼ同様の記述になっている。
- ⁴⁴ Filmer 1991, p. 187.
- 45 フィルマーの思想とその受容に関しては古田 2018が詳しい。

- ⁴⁶ Filmer 1991, p. 192.
- ⁴⁷ DCi: II-12, OL: 174, HW: 103.
- **『リヴァイアサン』第4章では、「それ[言葉]がなければ、ライオンや熊や狼と同じく、人々の間にもコモンウェルス、社会、契約、平和はありえなかっただろう」と述べられている(LevE: I-4, EW III: 18, NM: 48)。
- ⁴⁹ ホェクストラはホッブズにおける服従契約が通常は言葉と行為によって合意されるものであることは認めつつも、この合意の概念がしばしば拡張されていると指摘する。そのような暗黙の合意は「帰属的合意」「推定的合意」、もしくは「解釈的合意」と呼ばれる(Hoekstra 2004, p. 67)。ホッブズにおける親子関係については、King 1998も見よ。
- ⁵⁰ ホッブズにおける男女関係や家父長制の問題をめぐる評価について、まずはペイトマン 2000; 中村 2017, pp. 252-258を見よ。

Is Political Power made out by Force? Pact and Trust in Hobbes's Commonwealth by Acquisition

TORANO, Ryo

Abstract:

Why do humans obey humans? It is this simple and fundamental question that Thomas Hobbes addressed. He does not start from the existing social order, but from the individual in the state of nature. The best known of these considerations is *Commonwealth by Institution*. This means equal individuals in the state of nature make a state by contracting with each other. However, there is a problem of rationality and trust in this Commonwealth by Institution. To solve this problem, researchers often cite the argument of *Commonwealth by Acquisition* which is made by force and generation. If a commonwealth was made by force, then the problem of Commonwealth by Institution could be avoided. However, this paper will show that in the Commonwealth by Acquisition, the same problems of pact and trust arise as in the Commonwealth by Institution. Dominion in master and slave, parent and child, is also established by pact. This is an inevitable consequence of the fact that Hobbes argued the condition of domination on personality rather than on the human body. Therefore, the view that the Commonwealth by Acquisition is an argument independent of Commonwealth by Institution, or that the former is more fundamental in Hobbes, is rejected.